

# 主権者教育を支える視点 ～ダブルループ学習の手法を取り入れた実践の省察～

群馬県立大泉高等学校  
教諭 大津 幸信

## 【構成】

1. 問題の所在及び研究の視座
2. 理論的支柱としてのダブルループ学習
3. 勤務校における選挙権年齢の引き下げへの対応
  - (1) 公職選挙法の改正以前の状況
  - (2) 公職選挙法の改正以後の取り組み
4. 実践の省察
  - (1) 実践にあたっての指針と構想
  - (2) 質問紙調査からみる生徒の事態と勤務校における主権者教育の実践
  - (3) 外部機関との連携について
5. まとめ ～今後の改善のための視座～

## 1. 問題の所在及び研究の視座

平成27年6月の公職選挙法改正にともない、いわゆる「18歳選挙権」が成立することとなった。この法改正によって、在学生に有権者を抱えることとなった高等学校では、主権者にふさわしい政治的教養を高める教育（以下、本稿ではこの教育を主権者教育とする）の充実が求められることになった。その一方で、生徒の政治的活動に関する諸規制の存在や公教育機関における政治的中立性の確保など、考慮すべき問題も多い（※1）。

これ以前における、選挙に関する指導項目を有する教科は公民科である。しかし、公民科のなかで採択率が高い「現代社会」においては、平成11年の学習指導要領の改正以降、標準単位数が4単位から2単位に削減されたことで、指導内容をすでに「厳選」している現状があり、一教科で主権者教育を担うことには物理的限界があった。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、主権者教育の推進にあたって指導用の副教材『私たちが拓く日本の未来』および教員用の指導資料を総務省と共同で発行しているほか、副教材の活用方法について「公民科における指導はもとより、総合的な学習の時間や特別活動等における指導でも活用することが期待される（下線部は筆者）」と示すことで、学校における教育活動全体のなかに位置付けることでの解決を提示している。

筆者は勤務校では平成26年度から総合的な学習の時間の係長を拝命している。筆者が担当者になってから、勤務校における総合的な学習の時間は、「3年間を通じて生徒のキャリア形成を支援する」ことをコンセプトとし、進路を取り巻く社会環境の理解と進路学習の深化を図る指導を進めてきた。このような経緯もあり、今回の「18歳選挙権」の成立という「社会環境」に対し、即応できる校務分掌として主権者教育の責任者も兼務することとなり、現在に至っている。

本稿では、主権者教育の充実が喫緊の課題として提示されて以降、勤務校における主権者教育の実践について振り返るとともに、主権者教育の一層の充実を図るための改善の視点について論点整理を行いたい。また、本研究を通じ、授業改善に向けての手法の再確認や外部機関と学校との協力の在り方などについて省察することが本稿の目的である。

## 2. 理論的支柱としてのダブルループ学習

勤務校における主権者教育を構想するにあたり、ダブルループ学習の手法を理論的支柱とすることとした（※2）。ダブルループ学習とは、1978年に米国の組織心理学者C. アーギリスとD. ショーンが『組織学習』において提唱した概念である。彼らは「ある行動が適切だったか」を振り返る学習を「シングルループ学習」とよんだ。この学習は、第2次世界大戦後、「品質管理」の手法を経営管理論の立場から構築したW. シューハート、E. デミングらが提唱した「PDCA サイクル論」と親和性が高いとされる。

しかし、シングルループ学習ではその行動を採った周辺環境は所与のものとする。社会的安定期においては周辺環境の是非を問わないシングルループ学習は妥当なものといえるが、「前例のない」環境の変化が往々にして生じる現代においては、シングルループ学習のみでは変化に対する適切な対応ができず、その組織は存続が非常に危ぶまれる。

そこで、行動の妥当性の検討に加え、所与とされている周辺環境（前提）を問い直す「大きな学習」を行なった上で、改めてその行動の妥当性を検証する学習が必要となるのであり、このための学習理論がダブルループ学習である。この学習では単なる行動の検証に終始せず、その前提を検証することで「前例のない」状況を的確に把握するとともに、組織の生き残りに適した、より効果的な行動が選択できる、とされる。

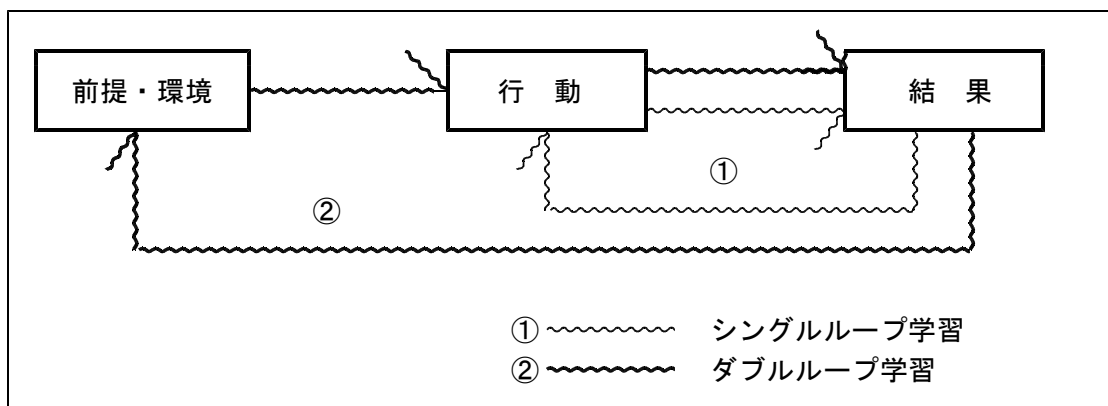


図1 シングルループ学習とダブルループ学習の相違（概念図）

筆者は主権者教育を実践するにあたり、このダブルループ学習の理論の枠組みを活用するとともに、生徒にこの理論に基づく発想法を身につけさせることが必要であると考えた。現行の学習指導要領にも示されているように、現代社会は「知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている」のであり、その変化のスピードは、現状の社会的な枠組みも所与とはいえない状況をもたらしているからである。

この変化の激しい状況において、既存の社会や制度を理解することだけではなく、その「原点」を問い直して、現実から未来を構想し、選択する力を持つことが不可欠である。このような力を身につけることこそが、主権者教育の最終的な役割であると筆者は考えている。上述の教育を実現するためには、座学を中心とした講義形式の授業だけではなく、カリキュラムそのものの見直しやアクティブ・ラーニングの導入といった学習方法の多様化、外部からの知による視点の相対化が必要不可欠である。さらに、それらの教育実践を支える学校組織の在り方など、検討すべき課題は枚挙に暇がない。

このように検討課題が山積している状況のなかで、勤務校の主権者教育に関わる取り組みは「18歳選挙権」を盛り込んだ公職選挙法の改正の翌日から始まった。

### 3. 勤務校における選挙権年齢の引き下げへの対応

ここでは時系列的に勤務校においてどのような対応を行ってきたのかを整理する。実践の具体的な内容については次章に譲る。

#### (1) 公職選挙法改正以前の状況

勤務校は平成24年度に創立百周年を迎えた、東毛地区における農業教育を主体とした伝統校である。現在は生物生産科・バイオテクノロジー科（平成28年度入学生からグリーンサイエンス科に学科改編）・食品科学科の農業系3科と普通科の併置校となっている。学科の特性上、農業系3科は相対的に就職希望者の割合が高いため、「3年生の段階で直近の社会問題を指導したい」という経緯から「現代社会」を3年生で履修するようになっている。一方、普通科では「青年期の自立」等を取り扱う関係から「現代社会」は1年生で履修する科目とされており、農業系3科とは統一した指導がやりにくく、主権者教育を盛り込むには制約の大きいカリキュラムであった。

また、「総合的な学習の時間」について、普通科では各学年で1単位ずつ配当し、3年間で3単位履修するカリキュラム構成となっており、年次を追ってキャリア形成支援を行う時間として学習内容を構成している。このため、公職選挙法の改正を受けて、普通科では主権者教育をキャリア形成支援の一環として位置づけ、「総合的な学習の時間」のなかで指導時間を確保することが妥当であると判断した。一方で、農業系3科においては学習指導要領の第3款の2の規定に基づき、「総合的な学習の時間」は「課題研究」に代替している。キャリア形成支援という意味合いにおいては代替措置は適切な措置であるが、主権者教育の実践場面としては、課題研究での実践は不適切であり、主権者教育の実践をカリキュラム上、保障する必要が求められた。

#### (2) 公職選挙法改正以後の取り組み

平成27年7月 教科会

公職選挙法の改正直後、地理歴史科・公民科で教科会を行い、地理歴史科も含めて、カリキュラム構成の変更について検討を行った。検討の指針としては、(1) 勤務校の生徒の現状からどのような力を身につけさせるべきか、(2) 現行の科目構成に対する系統性の側面からの検証、(3) カリキュラム変更が完了するまでの移行措置、の3点である。

科内の議論においては、平成28年度入学生からスタートできる教育課程を検討した。検討にあたっては、上記の指針を踏まえながらも教員の需要数の問題なども考慮し、科内で変更が完結することを目指し、以下の方向性を提示することとした。

- 農業系3科については、現行の1年次に地理 A、3年次に世界史 A を配当していることは妥当とし、就職希望者への対応や主権者教育を実践するための時間の確保という観点からも公民科の履修を充実させることが必要という見解で一致した。そのため、2年次に配当している日本史 A を現代社会に変更するとともに、3年次において現代社会の履修内容を継続・発展できる科目を創設したい、ということとなった。
- 普通科においては、現行の1年次に現代社会と地理 A（各2単位）、2～3年次に世界史 B を5単位で継続履修、選択科目で日本史 B を2～3年次に履修（4単位）という構成を再検討した。変更の方向性として、農業系3科と主権者教育等の実践について「足並みをそろえる」観点から1年次に配当していた現代社会を2年次に

移行することを最優先とし、大学入試等に対応できる「B」科目の全員履修のかたちで実践したいという観点から1年次の現代社会と地理Aを地理Bに代替することとした。また、世界史Bについては2年次に担当していた2単位分を現代社会に振り向け、3年生に担当していた3単位分を世界史Aとして（標準単位数から1単位増扱い）履修することとした。

○平成26・27年度入学生については現行の教育課程での授業実践を継続することとなるが、主権者教育についてはロングホームルームなどの特別活動を活用することを移行期間の対応措置とした。

#### 平成27年10月 校内教育課程委員会

科会の方向性を校内の教育課程委員会に提案し、他教科の選択科目の改編なども含めて審議された。農業系3科で3年次に実施する学校設定科目の名称を「現代社会探求」とすることが了承され、県に申請した（その後、受理）。

#### 平成27年11月 主権者教育スタート

3年次の「総合的な学習の時間」内で主権者教育を開始。この段階では副教材は発行されておらず、当初は現代社会の内容をなぞらえる形で着手したが、質問紙調査を実施し、方向性を確定（詳細は後述）。選挙出前授業について、県選挙管理委員会に問い合わせを行ったほか、翌月には大泉町選挙管理委員会との情報交換を実施した。

#### 平成28年2月 選挙出前授業（県選挙管理委員会）

2月3日に県選挙管理委員会による「選挙出前授業」を3年生対象に実施。50分程度の出前授業の後、副教材を用いる形で補足の説明を行った。この行事には大泉町選挙管理委員会の担当者も同席し、本校生徒の現状について観察していただいた。その後、平成28年度以降の町選挙管理委員会主催の出前授業及び職員研修についての打ち合わせを順次実施。また、平成28年度以降の主権者教育にかかわる指導方針等について総合的な学習の時間担当者としての「私案」を職員会議で提示、方向性についての了解を得たうえで、「実施計画書」を作成、県教育委員会に提出した。

#### 平成28年4月 公職選挙法の改正にかかわる生徒指導方針の提示

「入学のしおり」紙面において、主権者教育にかかわる指導の在り方について説明。3年生普通科の「総合的な学習の時間」において参議院議員選挙の公示までに主権者教育を「ひとつおりのかたち」にする実践を開始した（詳細は後述）。

#### 平成28年5月 職員研修及び選挙出前授業（町選挙管理委員会）

5月25日に「18歳選挙権」にかかわる公職選挙法の要点について、大泉町選挙管理委員会を講師として職員研修を実施した。6月1日に町選挙管理委員会による出前授業を実施（本行事には町選挙管理委員長が列席）。7日には、学年集会の形式で、副教材を用いた啓発指導を実施。上毛新聞および日本新聞販売協会から冊子『選挙権を持つ君へ』の提供を受けて配布し、補助的資料として活用した。

#### 平成28年7月 参議院議員選挙

14日に参議院議員選挙。本校在校生の有権者数は26名、投票に参加した生徒は18名で投票率は69.2%（詳細後述）。選挙の啓発活動に関し、町の広報課からの依頼があり、本校生徒のインタビュー記事などが町広報誌に掲載された。

平成28年9月 大泉町議会定例会傍聴

3年生普通科生徒41名を対象に「総合的な学習の時間」の一環として、一般質問を傍聴した(当日欠席2名)。

4. 実践の省察

(1) 実践にあたっての指針と構想

主権者教育の担当者として、立案にあたって以下の4点を指針とした。

- ①勤務校の「総合的な学習の時間」で培ってきたキャリア形成支援の延長線上に主権者教育を位置づけること(=キャリア教育)
- ②直近の投票行動だけでなく、社会の在り方そのものを問い、構想・行動する力を身につけられるようにすること(=ダブルループ学習)
- ③外部機関との連携により指導内容に客観性を持たせること
- ④生徒の実態に応じた教材開発を行うこと

①については、キャリア教育についてはすでに自明のものとして各校で実践が行われているが、【キャリア教育=進路指導】の構図がまだ根強くあり、ともすれば、職業観・勤労観の指導に終始してしまう傾向が散見される。下の図2は米国の教育学者スーパーが示した「キャリアレインボウ」の概念図である(※3)。

この図にもあるように、人間の「キャリア」とは人間社会において求められる役割の重層性を示したものであり、職業生活のみならず、社会との関わり方の一つとして政治があることを鑑みると(図中では「市民」と表現)、主権者教育を伴わないキャリア教育はキャリア教育として不全ともいえる。勤務校では「総合的な学習の時間」においてキャリア形成支援を3カ年を通じて実践することを掲げていることから、その延長線上に主権者教育が実践できるよう、実践の整合性を持たせることが必要であると考えた。

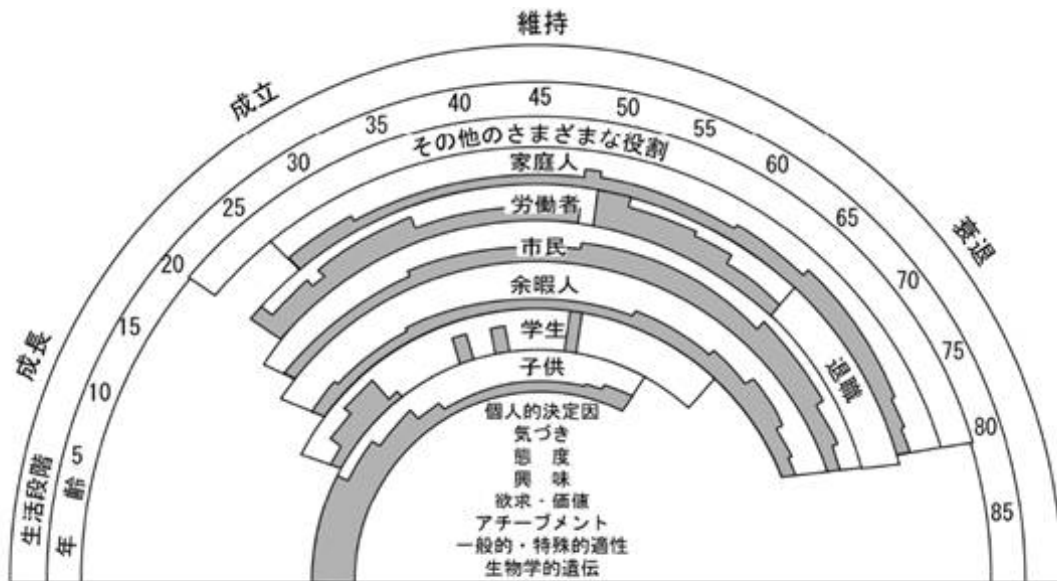


図2 スーパーのキャリアレインボウ

②については、副教材『活用のための指導資料』では副教材作成の背景について、「現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成」とともに「違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解」を図ることが記されている。これまでに選挙管理委員会から講師を招いて選挙出前授業を2回開催しているが、学習内容の比重としては後者の割合が高い。前者の学習については、羅列的に学習活動を展開するのではなく、回を追うごとに現実社会との関わり方の認識を深められるように授業を重層的に配置していく、ダブルループ学習の手法で実践することが有効であると考えた。

③については、現実社会との関わり方を考えさせる教育活動であることを考えると不可欠な要素である。当面は選挙管理委員会との連携、別個に実施していた租税教室などの社会人講話との調整を行うことで、教育的効果を上げられるようにした。

④については、勤務校では副教材の配布以前から主権者教育に着手していたため、教材研究は質問紙調査を適宜行いながら、オリジナルの教材開発に取り組む手法を継続することとした。「生徒が興味関心を持っていること」「疑問に思っていること」に依拠した教材を作成することで、学習に対する反応もよい。今後は上記に加え、副教材の適切な活用方法についても研究を深める必要がある。

以上を踏まえ、勤務校の主権者教育をダブルループ学習の枠組みを用いて構造化すると、次のようになる(図3)。この学習構造においては、第一段階は生徒の興味・疑問を出発点とし、調べ学習やグループ討論などを通じてその興味を深めたり、疑問を解消することにある(=シングルループ学習、図中①)。第二段階として、その前提たる社会の在り方との関係性を振り返らせることを通じて、さらなる興味や疑問に結びつける循環型の学習を生み出すことになる(=ダブルループ学習、図中②)。問いの質がそれ以前のものよりも高度化することで、最終的に民主主義社会を支える当事者(=主権者)としての関わり方を考えさせることに昇華できることを企図した。

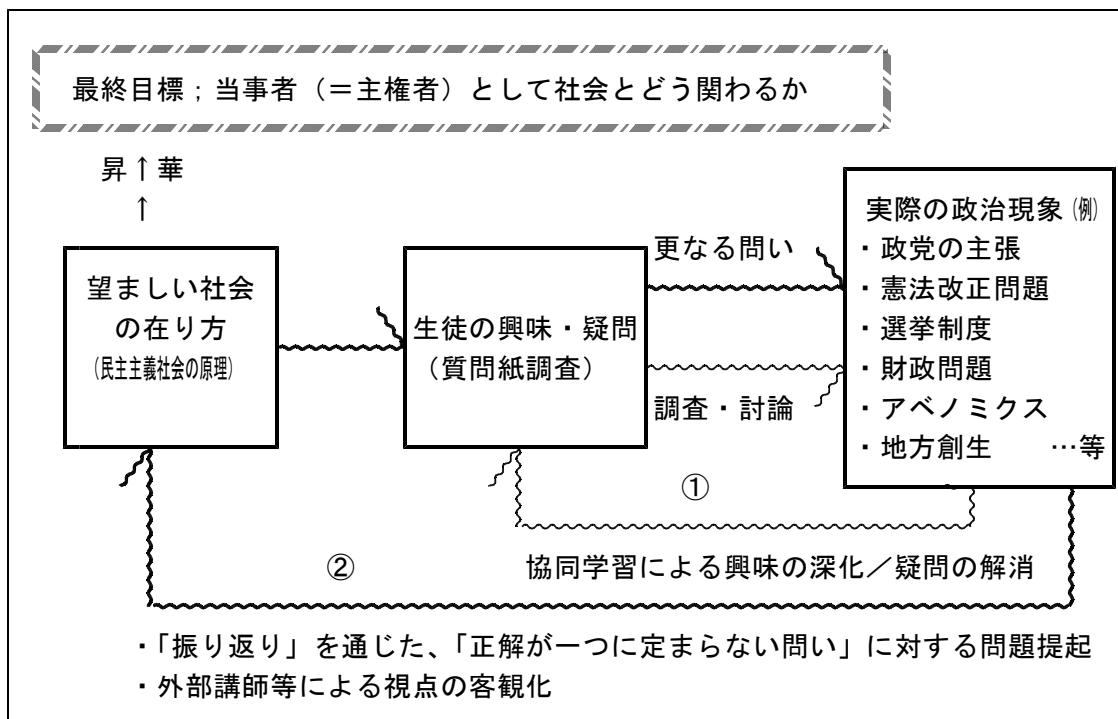


図3 勤務校における主権者教育の構成

## (2) 質問紙調査からみる生徒の実態と勤務校における主権者教育の実践

### 【平成27年10月調査】

右の資料は平成27年10月に2年生（現3年生）普通科生徒41名を対象に行った質問紙調査の結果の一部である。この学年は「18歳選挙権」の第1期生となることから、生徒の関心も高いと予想した。

問1において、18歳選挙権について聞いたことがある生徒は全体の80%で、まずまずの数値であったが、問2において、選挙当日に有権者だったらという設問に対し、投票を「必ず」「たぶん」する生徒は22%、「雰囲気次第」33%、「行かない」が45%であった。

このうち、「雰囲気次第」「行かない」と積極的に選挙権を行使しようとしないう指向を示した生徒の理由（問3）については「誰（何党）に入れるかわからない（16名）」が最多であり、「政策の違いがわからない（9名）」「（投票にあたって）判断基準がない（8名）」の順で続く。

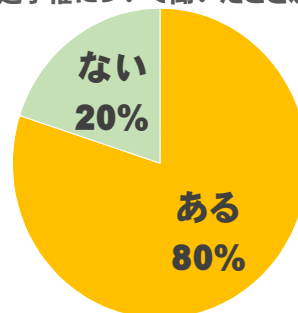
昨今の主権者教育の実践事例として取り上げられることの多い模擬投票との親和性の高い「やり方がわからない」は5名と少数にとどまった。なお、この傾向は現2年生でもほぼ同様である。

これらの調査は副教材の配布以前に実施されたもので、主権者教育に着手するためのレディネス調査として実施したものである。これらの結果から、勤務校における主権者教育の出発点を「代議制民主主義と政党の役割（講義形式、1時間配当）」「政党の主張の検証（グループによる調査および発表、3時間配当）」とした。

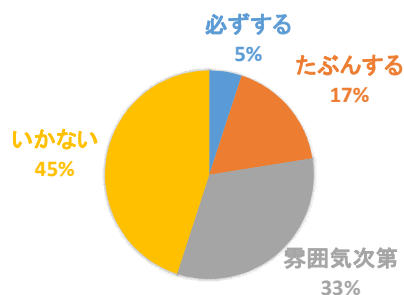
### 【平成28年1月調査】

10月調査を踏まえ、数回の主権者教育（テーマは「代議制民主主義と政党の役割」）について実践したうえで1月に新たな質問紙調査を実施した。この調査は、現2年生普通科（在籍40名）と現3年生普通科（在籍41名）を対象とし、学年間のレディネスの相違を確認し、指導上の留意点を確認するためのものである。具体的な質問項目としては、中学校までの主権者教育と関係の深い分野（日本国憲法）に関する学習状況と、これまでの総合的な学習の時間や公民科の授業（現2年生は筆者が担当）の評価、等とした。

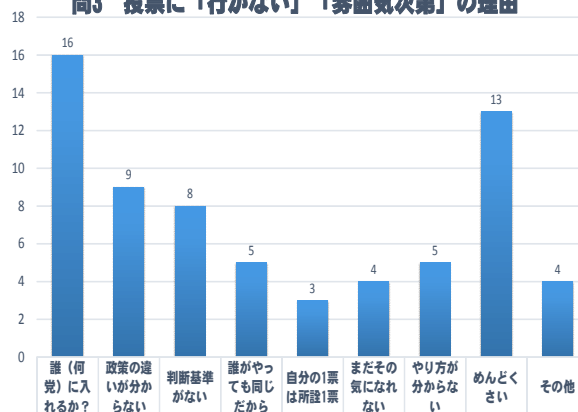
#### 問1 18歳選挙権について聞いたことが



#### 問2 選挙当日に有権者だったら投票を

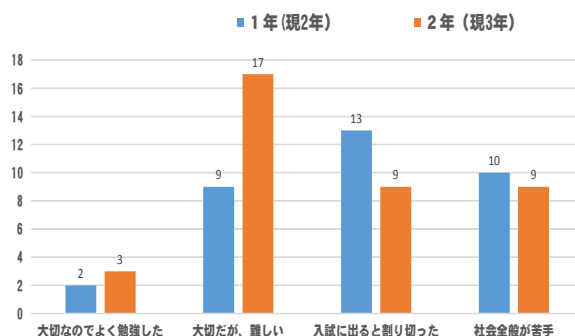


#### 問3 投票に「行かない」「雰囲気次第」の理由



問1では中学校までの憲法学習の受け止めについて、現3年生は「大切だが、難しい」と評価している生徒が最多(17名)であり、現2年生の倍近い数値となっている(現2年生は「入試科目と割り切った」が最多)。また、問2において、日本国憲法の3原則(国民主権・基本的人権の尊重・平和主義)を列挙できるかを確認したところ、3つとも列挙できた生徒は現2年生で16名、現3年生で21名であった。

問1 中学校での憲法に関する学習の受けとめ

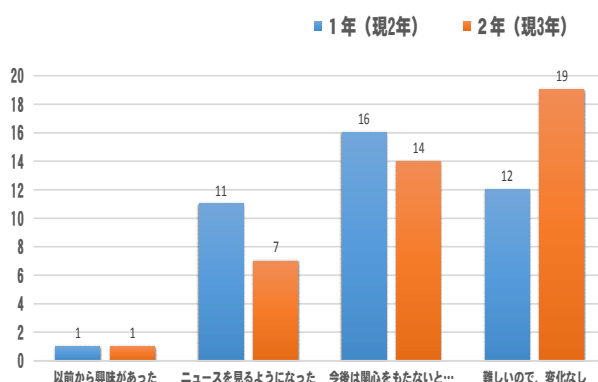


問3において、憲法改正の動向についても質問した。予備的指導を行わない段階で、「改正すべき」は現2年生で2名、現3年生で5名、「改正すべきでない」は同8名、同5名となっており、最も多い層は「わからない」で両学年とも29名である。問4・問5においてそれぞれの理由を記載させているが、「改正すべき」には具体的な記述はほぼ皆無で、「改正すべきでない」理由は「他にやることがある」が5名であった。

また、(憲法改正のための)国民投票法の理解について、「具体的に説明できる」は両学年とも0名、「法は知っているが説明できない」は現2年生が29名、現3年生は20名、「アンケートで初めて知った」が同9名、同23名、となっており、18歳選挙権の1期生たる現3年生の理解度を高めることが喫緊の課題であると感じた。

問7では主権者教育を受けて社会に関する問題関心や生活面での変容が見られたかについて質問した。「以前から興味があった」という層は両学年とも1名に留まるが、「ニュースを見るようになった」「これからは関心を持たないと」という層が合算で現2年生は27名、現3年生は21名で、問題関心を高める一定の効果はあったと考えている。その一方で、「変化なし」も同12名、同19名と高い割合で存在していることも看過できない。

問7 主権者教育を受けての行動の変化



以上から、改正の手続きに対する知識も含め、日本国憲法に対する理解を十分深めることや政治を身近な問題として捉えさせる工夫が必要であると考えた。そのため、憲法学習については講義形式を改め、【①視聴覚教材を視聴後、②バズセッションを行い、③関連する憲法の条文を説明する】という構成で、指導することとした(2作品、5時間を配当)。また、この調査結果は6月に大泉町選挙管理委員会による「選挙出前授業」の翌週に学年集会の形式で補足講座(1時間)を行っているが、「本校生のホンネ」と称して3年生全体にパワーポイントソフトを活用して提示し、啓発資料として活用した。

さらに、3年生普通科ではこれらを踏まえ、5月下旬より実際の政策を検討する力を養う目的で、「アベノミクス」についてグループ学習の形式で調べ学習と発表を行った(3時間配当)。実践にあたり、『活用のための指導資料』に示された留意点(政治的中立性の確保、等)を十分踏まえた上で、資料の集め方や第三者への提示の仕方、対立する意見



がある場合、双方の主張に耳を傾けることの大切さ等、民主主義社会における討論の方法についても指導した。なお、参議院議員選挙の公示前に授業が完結するよう配慮した。

### 【平成28年7月調査】

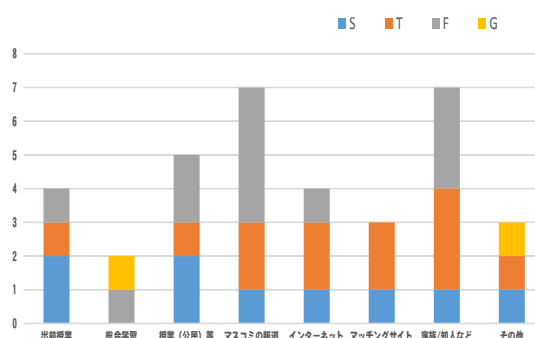
この調査は3年生を対象に、参議院議員選挙の翌日にあたる7月15日に実施した。回答数は154名（在籍数157名）で、有権者は26名であった。このうち18名が投票に参加し、投票率は69.2%であった。なお、資料として提示したグラフは、クラスごとの数値を合算したものである。

このうち、投票行動に参加した生徒26名のうち、最も参考になった（問3）のは「マスコミからの情報」「家族や友人」であるが、「出前授業」で紹介された「マッチングサイト」なども含めると、主権者教育の取り組みも一定の影響力があつたと考えられる。

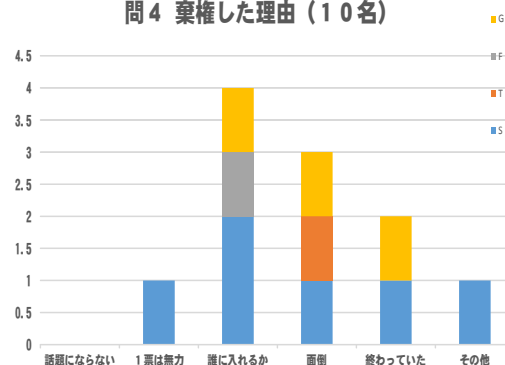
また、棄権した理由（問4）については「面倒だったから（3名）」を押さえ、「誰に入れてよいかわからない（4名）」が最多となった。

このことは「今後、主権者教育でもっと力を入れて欲しいこと（問9）」においても裏付けられており、「候補者や政党の主張」を希望する生徒が106名で、模擬投票の46名の倍以上の数値となっている。これまで「代議制民主主義と政党の役割」を起点として指導に取り組んだが、この妥当性を示唆する数値となった。また、今回の参議院議員選挙の結果で、憲法改正に前向きな政党が3分の2以上の議席を占めたこともあり、「憲法のしくみ」に関する数値も高く、他の項目と大差のない状況となっている。

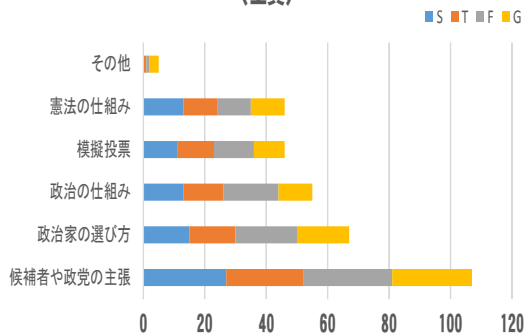
問3 投票時に参考にしたこと(有権者18名)



問4 棄権した理由(10名)



問6 今後、主権者教育でもっとやって欲しいこと(全員)



### (3) 外部機関との連携について

勤務校の主権者教育においては、特に大泉町選挙管理委員会の協力から示唆を得られることが多い。5月に町選挙管理委員会から職員研修の講師として派遣していただいたことは、とすれば「社会（公民科）の先生の仕事」となりがちな主権者教育を全職員共通の教育課題に位置づけることにつながった。また、大泉町選挙管理委員会と情報交換から、上述のとおり、3年生普通科生徒の町議会の傍聴が実現した。生徒が「政策決定の現場」を実際に「見て」「感じる」場面を得られたことは、地域社会の課題を当事者として認識するという意味で、とても有意義なものである。

また、勤務校では館林税務署から講師を招き、租税教室を実施している。かつての租税教室は税の役割と種類の解説という印象が強かったが、近年では政策の決定過程をグルー

ワークで追体験するプログラムが導入されるなど、内容も刷新されている。外部講師を招へいすることで教員自身も触発されるところも多いが、「社会の担い手を育てる」という主権者教育の趣旨から鑑みると、「学校以外の視点」を授業に持ち込むことは当然のことであり、「独り善がり」の実践を回避する上で重要な役割を持っているといえよう。

## 5. まとめ ～今後の改善のための視座～

以上が、筆者が実践した勤務校における主権者教育の「立ち上げ」の実際である。筆者が心がけたことは「生徒に依拠した学習活動を生み出すこと」に尽きる。主権者教育には概念を指導しなければならない場面は多々あり、講義形式を採らざるを得ないことも多い。質問紙調査を時宜に応じて実施し、生徒のニーズから指導内容を構成する方法は、とすれば、一方通行に陥りがちな講義形式の授業に意味を持たせる方法であると考えている。また、KJ法などを用いたグループワークを副教材の配布以前から実施してきたこともあり、生徒にとって慣れ親しんだ学習スタイルを交えて授業を進められたことも、有効であったように考えている。

主権者教育に実際に取り組んでみて、政治的中立性の確保など配慮しなくてはならない項目も多く、「手間のかかる」教育であることは否定できない。また、何をもって成果とするか、「着地点が見えない」教育でもある。筆者は大学院時代にキャリア教育を専攻したが（平成19年度）、筆者の大学院時代はまだ、キャリア教育に対する拒否感が強く、同僚にも専攻内容を説明しにくかった記憶がある。それから10年近くが経過し、現在、キャリア教育は理解の程度に濃淡はあるにせよ、小学校から大学まで実践すべき教育として認知されてきた。筆者はキャリア教育の延長線上に主権者教育を位置づけているが、主権者教育もキャリア教育と同様、「生徒に何を身につけさせたいのか」という視点に常に立ち返ることが重要であり、長期的視野で実践に取り組むことが必要であろう。

また、主権者教育の充実には、既存の教育資源を確認し、その資源をいかに活用するか、といったコーディネータとしての教員の役割が不可欠である。公民科の教員だけで「あれも、これも」と指導内容に苦慮するのではなく、学校全体の教育活動のなかで「社会との（責任のある）関わり方」を、折に触れてで構わないので伝えていくことが重要なのではなかろうか。その意味で、カリキュラムマネジメントの発想はさらに重要になるだろう。

筆者の実践においては、不十分な面が山積している。外部との連携は着手したばかりであり、討論の質についても「まだまだ」である。また、棄権者にみられる「面倒くさかったから」の克服に有効な解決策はまだ持ち得ておらず、今後も試行錯誤は続く。この試行錯誤をあきらめずに続けることが、主権者教育の要諦であるといえる。最後に自戒の意味を込めて次の一節を記し、本稿をひとまず終える。

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。（日本国憲法・第十二条）

### 【引用・参考】

- ※1…「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長 平成27年10月29日付）など
- ※2…ダブル・ループ学習については曾余田浩史（広島大学）先生に示唆を得たところが大きい。また、図1については、<http://heart-quake.com/?p=765>等を参考に筆者が作成した
- ※3…図2は渡辺美枝子・E.L.Herr『キャリアカウンセリング入門』（2001年ナカニシヤ出版）より引用